(指定介護予防支援に要する費用 \mathcal{O} 額 の算定に関 する基準 \mathcal{O} 部 改 正

二十九号)の一部を次の表のように改正する。

第十八条 指定介護予 防 支援 に要する費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に関する基準 (平成十八年厚 生労働省告示第百

改 正 後

改正前

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

438単位

注1・2 (略)

口 初回加算 300単位

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護 予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。)において、新規 に介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介 護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。)を作成する 利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初 回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算

300単位

注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防 支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業 の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第 2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)に 委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介 護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけ る介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委 託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を 限度として所定単位数を加算する。

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費

イ 介護予防支援費(1月につき)

431単位

注1・2 (略)

ロ 初回加算

300単位

注 指定介護予防支援事業所(基準第2条に規定する指定介護 予防支援事業所をいう。) において、新規に介護予防サービ ス計画(決第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計 画をいう。)を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行 った場合については、初回加算として、1月につき所定単位 数を加算する。

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。) 第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を いう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係 る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を 提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定 地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ 。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指 定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する

指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。